

令和 8 年度第 2 回 埼玉県北部地域医療構想調整会議 議事概要

1 日時及び会場

日 時：令和 8 年 1 0 月 5 日（月）午後 7 時から午後 8 時 1 0 分

場 所：Teams 会議（議長のみ熊谷保健所相談室 2）

2 出席者

- ・調整会議委員総数 3 8 名、出席者 3 3 名
- ・事務局 保健医療政策課、医療整備課、熊谷保健所、本庄保健所
- ・傍聴者 2 名

3 あいさつ

鈴木委員（熊谷保健所）

4 議題

（1）第 3 回地域医療構想推進会議の主な意見について

資料 1 に基づき、令和 8 年 8 月 1 9 日に開催された令和 8 年度第 3 回地域医療構想推進会議の主な意見について保健医療政策課から説明。

【質疑・応答】特になし

（2）新たな地域医療構想について

資料 2 に基づき保健医療政策課・熊谷保健所から説明。

【質疑・応答】

○ 群馬県との連携について、県の方向性は（前回会議の質疑）

⇒（県回答）本庄児玉地区の 1 市 3 町から群馬県への流出患者数は他圏域と比較しても多く、救急の分野は、直近のデータでも約 3 割が群馬県の医療機関にお世話になっており、群馬県との連携が重要な課題であることは保健医療部としても認識している。

小児の救急輪番について、本庄地区の 1 市 3 町が公立藤岡総合病院等群馬県の医療機関に対し、経費の負担をする場合に、経費の一部を県としても負担する制度を平成 26 年度に創設し、これまで経費の一部を負担してきており、今年度は群馬県での輪番の日数の増加に応じ、予算額も増額している。他方、大人の初期救急についても補助制度の創設を求める声があり、区域対応方針にも記載したところではあるが、県と市の役割分担の整理や、予算の確保等課題も多いことから、現時点で方向性について明確に示すことができないのが現状である。

前回の調整会議以降も、医療整備課と本庄保健所、本庄市との間でこの件について意見交換を行い、群馬県とも機会をとらえて話をしているところだ。引き続き、関係機関との情報共有・意見交換を行ってまいりたい。

○ 医療的ケア児が 20 歳を過ぎた後の移行期医療体制について、地域医療構想の中で検討してもいいのではないかな。

⇒（県回答）医療的ケア児の対応は、地域保健医療計画に記載がある。今回、中間見直しで記載内容について検討している。地域保健医療計画は、地域医療構想を具体化するための位置づけとなるので、その中でそういった課題についても記載することはできると考える。記載する場所はどこか、協議をする場はどこかといった課題はあるが、御意見として踏まえ対応

してまいりたい。

- (3) 令和7年度病床機能報告の結果について
資料3に基づき保健医療政策課から説明

【質疑・応答】特になし

- (4) かかりつけ医機能報告について
資料4に基づき熊谷保健所・委員から説明

【質疑・応答】特になし

- (5) 令和8年度埼玉県病床機能転換促進事業の追加募集、病床数適正化緊急支援事業の第2回・第3回申請について
資料5に基づき医療整備課から説明

【質疑・応答】特になし

【全体を通して】

(地域医療構想アドバイザー)

今回の新たな地域医療構想は、新しい取組みとして、各医療機関が担う医療機関機能について報告をすることになった。県内の医療機関の先生方に話を伺うと、医療機関機能報告の中で、特に急性期拠点機能を担う医療機関について、心配をされている先生方がいらっしゃる。

急性期拠点機能は、人口20万人から30万人の単位で一つ確保することを基本的な考え方としており、また、急性期拠点機能と、高齢者救急・地域急性期機能は、この医療機能を一つの医療機関が二重報告することができないことになっている。

埼玉県の状況から鑑みると、急性期拠点機能として、ガイドラインが示している人口20万人から30万人で一つとした場合の基準の数よりも急性期拠点機能として報告する病院の方が、若干多くなるのではないかと想定される。その際に、どの医療機関を区域内における急性期拠点機能とするのかという調整は、一義的には県でも検討することだが、本調整会議における先生方の協議が重要になる。

新たな地域医療構想の策定にあたっては、医療機関機能報告以外にも、国から示された必要病床数については、全体として圧縮傾向にあり、特に急性期病床が減少する。これは高齢者救急の半分を包括期病床で受け入れるという前提はあるが、いずれにしても、地域医療に大きな影響を及ぼすことになるのではないかと推察される。

調整会議の構成員の先生方においては、北部地域の地域医療への影響について、十分なご議論をお願いしたい。

以上